

第1回公開にアリング資料 資料ー3(9ページ)

事実誤認のポイント

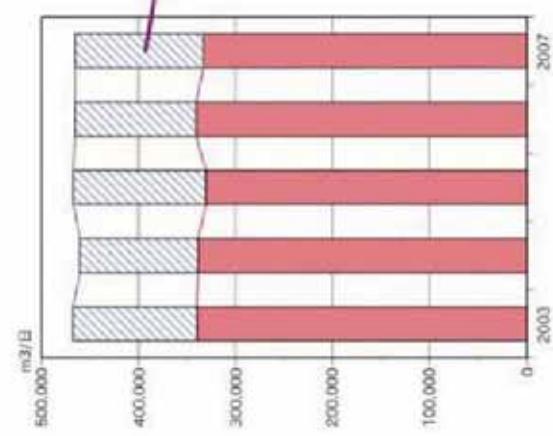
- 近年の少雨化傾向によりダム等の安定供給可能な量は低下している。
- ダムの安定供給可能な量と実績取水量と同じ。

- この給水能力は水利権量に相当するものです。
- 水利権量は、近年の少雨化傾向により、この量を安定的に供給することはできません。

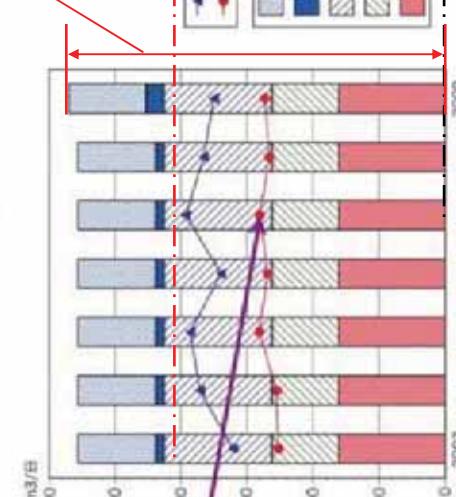
(2) 節水化と予測の誤り

北中勢地域の水道用水供給事業の給水能力と実績

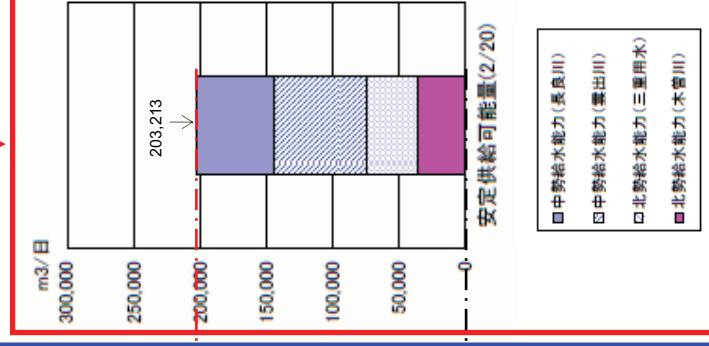
北中勢市町村の日平均取水量



北中勢水道用水供給事業



資料：水道統計，三重県企業庁



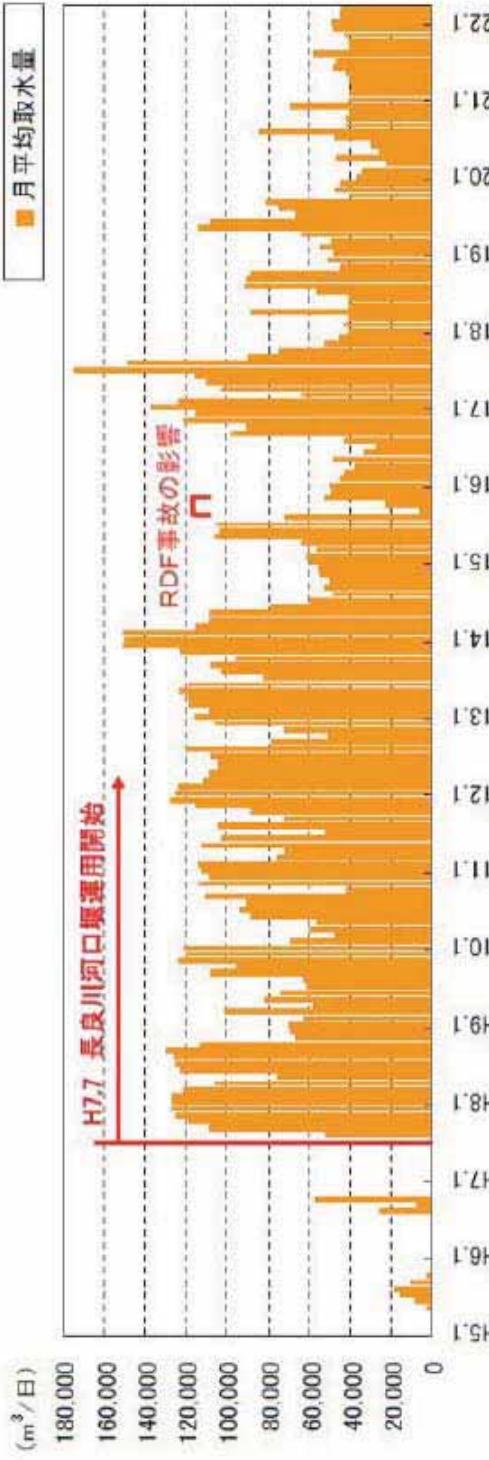
- 近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能な量は低下しており、安定供給可能な量と実績取水量はほぼ同じです。

第1回公開にアレンジ資料 資料ー3(10ページ)

事実誤認のポイント

- 長良川河口堰上流に塩水を侵入させながらの都市用水等の取水は困難。
- 木曽川の水は安定供給可能量以上に使われており、現在の長良川からの取水を、木曽川に振り替えることはできない。

北伊勢工業用水の取水実績



事実誤認のポイント

- 水利権は10年後の必要量で許可をしている。
- 近年の少雨化傾向によりダム等の安定供給可能量は低下している。
- ダム等の安定供給可能量を上回っている水利権量については、愛知県・三重県・名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムに振り替えることとなる。

② 節水化と予測の誤り

・需要と予測の低下→水利権の削減へ

河口堰、ダム：実需要、専用施設がなければ水利権は生じない

・名古屋市の水利権更新時（2009年）の削減：

20.0→15.49m³/s (2015年予測, 124万m³/日)
09年は91万m³/日

・愛知県の尾張工業用水道 (3.78→2.01m³/s)
三重県の木曽川総合用水 (7.0→5.38m³/s) でも削減

・名古屋市、愛知県とも専用施設を拡張しない、
～新規の「水利権」は許可されない、普段は使えない水
異常渴水時の渴水調整にわざかに期待しているだけ
治水用途で払う正常流量維持から、利水が取水

- 近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能量は低下しているが、名古屋市水道の水利権更新は、10年後の必要水量15.49m³/sが許可量となっています。
- この許可量15.49m³/sに対して、安定供給可能量は13.2m³/sであり、差分の2.29m³/sは、名古屋市が長良川河口堰及び徳山ダムへ振り替えることとなります。

- 近年の少雨化傾向により、ダムの安定供給可能量は低下しているが、三重県の木曽川総合用水の水利権は、10年後の必要水量5.38m³/sが許可量となっています。
- この許可量5.38m³/sに対して、安定供給可能量は3.08m³/sであり、差分の2.30m³/sは、三重県が長良川河口堰へ振り替えることとなります。

事実誤認のポイント

- 取水制限率は、実際に取水する量に対しての制限であり、給水能力の稼働率とは関係ない。
- 木曽川総合用水(岩屋ダム)の安定供給可能な量は、実績の河川流量を用いて算出しており、過小評価ではない。

「渴水」について理解の仕方、対応策

- ダム・河口堰の計画は、10年に1回の渴水に対応

(20年に2回、リスクと費用対効果)

- ダムの貯水量が減少～50%を切ると「取水制限」

最大の給水能力の稼働率も60～80%程度なので、10～20%の取水制限では影響はない。予防的なもので、降雨があれば解消

- 20年に2度(1/10)、最近最大渴水(1994年)の能力
施設能力調査(2004年)：木曽川総合用水(39.56m³/s)を全部使った場合として44%と過小に評価、実際の需要は18m³/s

●渴水時の取水制限は、実際に取水する水量に対しての制限であるため、その分浄水場からの給水量も減少することになります。したがって、給水能力の稼働率とは関係ありません。また、取水制限は、供給能力の不足に対処するため、実質的な被害を伴うものであり、被害を防ぐための予防的なものではありません。

●木曽川総合用水(岩屋ダム)では、ダム計画当時に昭和17年～昭和42年の河川流量を基に設定した開発水量(都市用水)39.6m³/sに対して、近年の少雨化傾向を踏まえ、昭和54年～平成10年の20年間に2番目の渴水年における安定供給可能量は17.4m³/sに低下しており、これは岩屋ダムのダム計画当時の開発水量の44%に相当します。
●さらに近年最大渴水(平成6年)時での供給可能量は7.9m³/sしかありません。

事実誤認のポイント

- 近年最大渇水(平成6年)規模では、牧尾ダム、阿木川ダム及び味噌川ダムの3ダムとも枯渇。
- 木曽川水系連絡導水路の完成によって可能となる水系総合運用により、木曽川上流ダム群の枯渇は回避。
- 平成6年渇水では、厳しい取水制限が行われ、多大な被害が発生。

渴水で新たな施設の建設によらずに対応できる

木曽川にはソフトソリューションがある

- 牧尾・阿木川・味噌川ダムの統合運用（2009～）
長良川河口堰、徳山ダム～導水路は不要
 - 発電用ダムからの放流（減電の補償）
 - 農業用水からの転用（夏季、1994年）
 - 河川維持流量の引き下げ（冬季、1986年）
- 【木曽川】の流量は多い。利用ルールが問題】
- 需要の減少・抑制でリスクは低下している

③異常渇水の対策

- 木曽川水系連絡導水路の完成により、10年に1回程度発生する渇水では、取水制限が不要となり、平成6年のような異常渇水時においては、木曽川上流ダム群の枯渇は回避されます。

※1「木曽川水系連絡導水路の効果(渇水被害の軽減)の試算」参照

- 平成6年の渇水時には岩屋ダム等が枯渇し、ダムを水源とする水道用水は最大35%、工業用水は最大60%、農業用水最大65%の取水制限が行われました。
- そのため市民活動・社会経済活動に大きな支障が生じ、水道用水で最長19時間の断水や、工業用水で操業短縮による減産等により約450億円以上の被害等が発生しました。

- 近年の少雨化傾向により、昭和54年～平成10年の20年に2番目の渇水年(2／20)におけるダムによる安定供給可能な量は、ダムの計画当時に比べて約6割に減少しており、また、近年最大渇水(平成6年)におけるダムの供給可能な量は、ダムの計画当時と比べ約3割に減少しています。

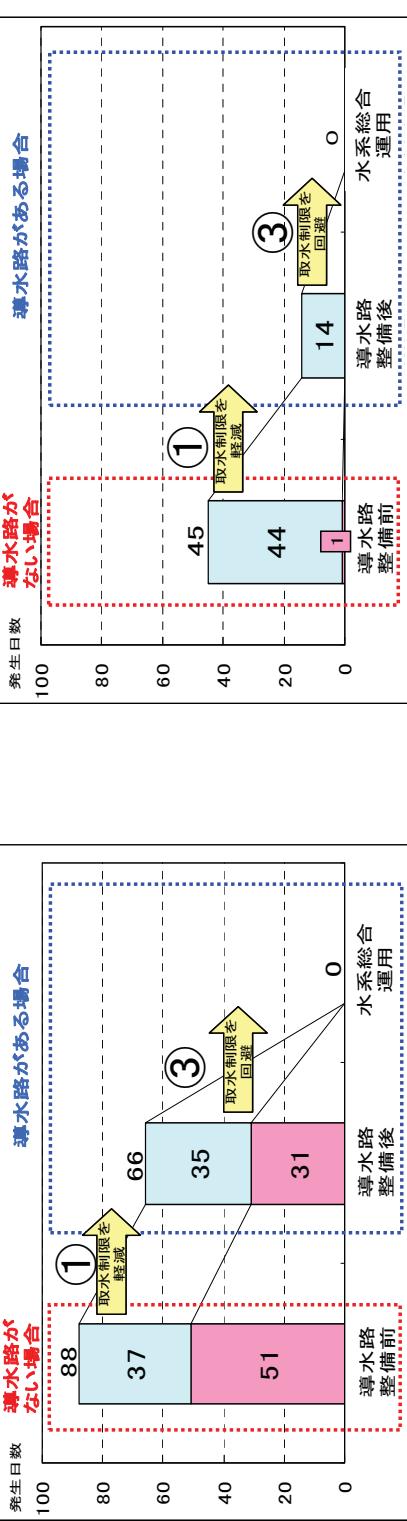
第1回公開ヒアリング 資料一-3(14ページ)に関する国交省・水機構参考資料(14ページ-①)

〔※1〕木曽川水系連絡導水路の効果(渴水被害の軽減)の試算

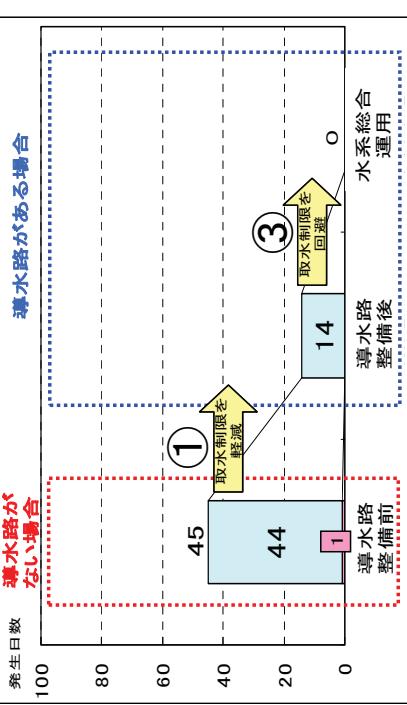
- 実際のダム運用においては、貯水量の減少に伴い取水制限を強化していくが、連絡導水路の完成により、取水制限日数が短縮
- これまでと同様な運用であれば、①10年に1回程度発生する渴水時ににおいて、断水を生じるおそれがある35%以上の取水制限日数が短縮
- ②平成6年のような異常渴水時においても、木曽川上流ダム群の枯渇日数が短縮し、断水を生じるおそれがある35%以上の取水制限日数も短縮
- 連絡導水路の完成によって可能となる水系総合運用を行えば、③10年に1回程度発生する渴水では取水制限が不要となり、④平成6年のような異常渴水時においては、木曽川上流ダム群の枯渇は回避

計画規模の渴水の場合 (近年の20年に2番目の渴水年(昭和62年))

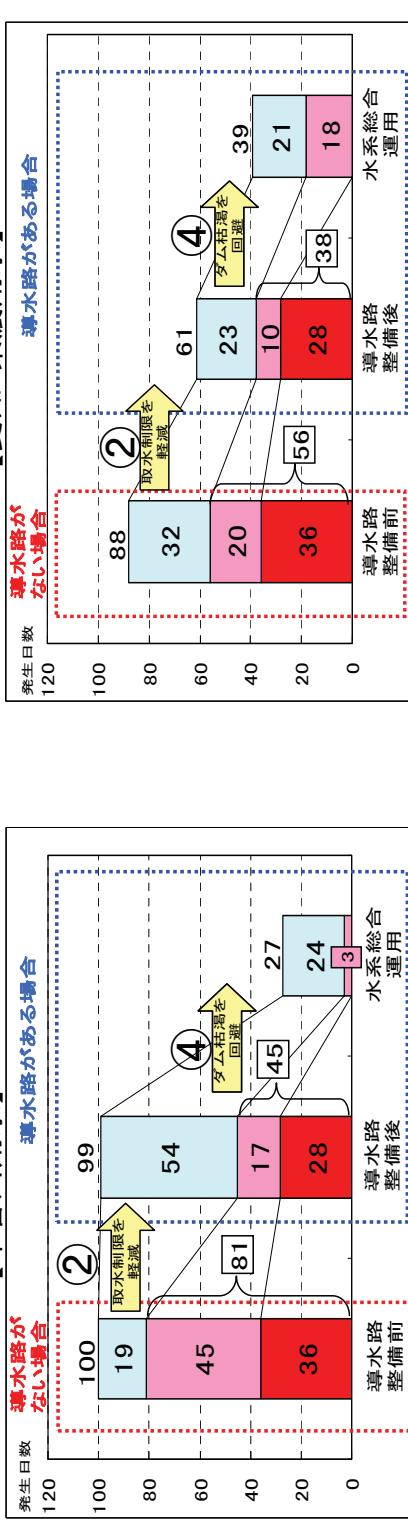
【木曽川用水】



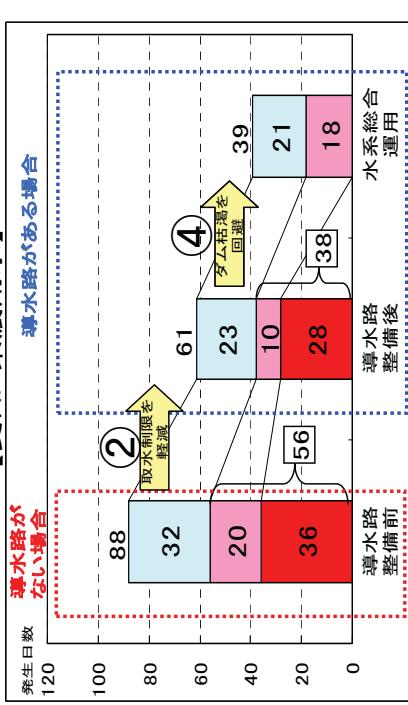
【愛知・東濃用水】



【木曽川用水】



【愛知・東濃用水】



※昭和62年及び平成6年規模の渴水を対象
にシミュレーション

■ : 15%~35%の取水制限
■ : 35%~の取水制限 (断水を生じる恐れ)
■ : ダムの枯渇

※導水路整備前:現施設(二牧尾ダム、岩屋ダム、阿木川ダム、味噌川ダム、長良川河口堰(既利用分))、導水路整備後(現行運用):現施設+德山ダム、新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路
水系総合運用:現施設+徳山ダム、新丸山ダム、木曽川水系連絡導水路、長良川河口堰(未利用分)
(参考)35%以上の取水制限:H6渴水において19時間断水が発生した際の実績取水制限率

河口堰の水はいらない

水はあまつていい
節水は進んでいい
渴水にはソフトソリューション

●近年の少雨化傾向により、昭和54年～平成10年の20年に2番目の渴水年(2ノ20)における、ダムによる安定供給可能な水量は、ダムの計画当時に比べて約6割に減少しており、必要な需要量に対して水は余りません。また、近年最大渴水年(平成6年)におけるダムの供給可能な水量は、ダムの計画当時と比べ約3割に減少しており、大きな被害が発生しました。

事実誤認のポイント

- 長良川河口堰のゲート開放により塩水が侵入することにより都市用水の断水が想定され、これによる被害は1ヶ月約2,700億円との試算がある。
- 岩屋ダムの水は安定供給可能な量以上に使われており、長良川からの取水（長良導水）を木曽川に振り替えることはできない。
- 平成6年渇水では、厳しい取水制限が行われ、多大な被害が発生。

- 長良川河口堰により、堰上流が淡水化されて新たな水供給が可能となり、また、堰上流への塩水の混入がなくなり安定的な取水が可能となりました。
- 長良川河口堰の上流に塩水が侵入したと仮定すれば、堰上流が塩水化したことにより、工業用水や上水道が取水できなくなります。
- 取水ができないことにより、上水道や工業用水が断水し、工業用水の供給先である工場が操業停止になると仮定して、工業用水や上水道について1ヶ月の影響額を試算すると、約2,700億円（工業用水が約1,514億円、上水道が約1,188億円）となります。

長良川河口堰をめぐる利水構造の実態とゲートの開放

- 工業用水や水道用水の需要の減少は、木曽川総合用水における未利用水の存続に止まらずに、水利権の削減にまで至っている。河口堰のゲートを開放して、長良導水や中勢水道、北伊勢工業用水道の長良川取水が利用できなくなつても、現在の水需要でみるかぎり大きな支障はない。長良導水から木曽川用水への再転換、木曽川用水の工業用水からの取水で確保されていた北勢水道のように、河口堰完成前の状態に戻すことは十分に可能である。

- 渇水対策としても、机上のシミュレーションによる2/20確率による河口堰や徳山ダムと導水路の利用計画ではなく、実際の需要と取水実績に応じて、農業用水との調整や、一時的な維持流量の切り下げなどのソフトな運用、さらには愛知用水や可茂地区の水道でも09年から始まった牧尾ダムの先行する阿木川ダムと味噌川ダムからの補給による統合運用など、実施可能な対策を上げることができます。

- 財政的な制約や環境保全、さらに河口堰の再生という最大のメリットを考えると、河口堰のゲート開放は可能である。（自治研ぎふ、第97号、2010年11月）

●木曽川総合用水の水源である岩屋ダムでは、近年の少雨化傾向によりダムの安定供給可能量は $17\text{. }4\text{m}^3/\text{s}$ に低下していますが、現在はそれを上回る $24\text{. }3\text{m}^3/\text{s}$ の水利権が許可されています。
●したがって、現在長良川から取水している分を、木曽川に振り替えることはできません。

●平成6年の渇水時には岩屋ダム等が枯渇し、ダムを水源とする水道用水は最大35%、工業用水は最大60%、農業用水最大65%の取水制限が行われました。
●そのため市民活動・社会経済活動に大きな支障が生じ、水道用水で最長19時間の断水や、工業用水で操業短縮による減産等により約450億円以上の被害等が発生しました。